



(証券コード3779)  
J ESCOM HOLDINGS,INC.

# 第13期報告書

2017年4月1日～2018年3月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

# 事業報告

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、地政学的リスク、新興国等の経済動向や欧米の政策動向による海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響により依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような状況の中で当社グループは、今後も継続して利益を計上できる体制を作るために一部投資計画の見直しは必要だったものの、当期におきまして業績は好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,511百万円（前連結会計年度比228.0%増）、営業利益は73百万円（前連結会計年度は59百万円の営業損失）、経常利益は72百万円（前連結会計年度は59百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は119百万円（前連結会計年度は142百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当社グループは前連結会計年度までは「理美容事業」、「教育コンサルティング事業」及び「出版関連事業」の3つの報告セグメントでありましたが、当連結会計年度において株式会社クリエイティブブランド（旧 株式会社東京テレビランド）より通信販売事業を譲受けたことに伴い、当連結会計年度より「理美容事業」、「教育コンサルティング事業」、「出版関連事業」及び「通信販売事業」の4つの報告セグメントとしております。

#### 《理美容事業》

理美容事業におきましては、新規OEMの受注により、当該事業における売上高は272百万円（前連結会計年度比13.3%増）となりました。

《教育コンサルティング事業》

教育コンサルティング事業につきましては、前連結会計年度におきまして新たにコンサルティング契約を締結し、当該事業における売上高は77百万円（前連結会計年度比11.9%増）となりました。

《出版関連事業》

出版関連事業につきましては、雑誌「Soup.」の休刊に伴う減収をデジタル版で補うには至らず、当該事業における売上高は21百万円（前連結会計年度比85.8%減）となりました。

《通信販売事業》

通信販売事業につきましては、次期以降に向けて投資計画の見直しを行いました但し事業運営は順調に推移し、当該事業における売上高は1,139百万円となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、株式会社ファイナメティックスより短期借入金として130百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社である株式会社東京テレビランドは、2017年4月1日を効力発生日として、株式会社クリエイティブランド（旧株式会社東京テレビランド）よりテレビ通販及びインターネットでの通信販売を行う通信販売事業を譲受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はございません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2015年3月期)	第11期 (2016年3月期)	第12期 (2017年3月期)	第13期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売上高(百万円)	324	332	460	1,511
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△66	△18	△59	72
親会社株主に帰属す る当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△)(百万円)	△61	△50	△142	119
1株当たり当期純 利益又は1株当たり 当期純損失(△)(円)	△10.07	△8.10	△14.69	11.46
総資産(百万円)	213	462	398	635
純資産(百万円)	96	351	277	330

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行株式数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社スープ	200百万円	100%	雑誌「Soup.」とそれに関連するライセンスビジネス、企業向け教育コンサルティング、その他事業
株式会社ウエルネス	10百万円	100%	理美容商材等の販売
株式会社東京テレビランド	50百万円	100%	テレビ通販及びインターネットでの通信販売

(注) 当事業年度末の末日における特定完全子会社の状況は、次の通りであります。

特定完全子会社の名称	株式会社スープ
特定完全子会社の住所	東京都港区赤坂六丁目15番11号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	383百万円
当社の総資産額	533百万円

#### (4) 対処すべき課題

当社は、現在理美容事業及び通信販売事業を主な事業の柱として経営資源を投入しておりますが、継続的に営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を確立することで、継続企業の前提に関する注記を解消することが当社グループにおける重要な課題であることを認識しております。

そこで、次期以降も継続して営業利益を継続できる体制を整えるために、理美容事業及び通信販売事業を中心に引き続き経営資源を投下し、新規商品の展開や新たな販路の拡大による企業価値の向上を目指して参ります。

#### (5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

事業内容	主要な業務
理美容事業	理美容室、エステサロン向け消耗品販売事業
教育コンサルティング事業	企業向け役職員教育コンサルティング業務
出版関連事業	雑誌「Soup.」とそれに関連するライセンス業務
通信販売事業	テレビ通販とインターネットによる通信販売

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

会社名	区分	所在地
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社	本社	東京都港区
株式会社スーパ	本社	東京都港区
株式会社ウエルネス	本社	東京都港区
株式会社東京テレビランド	本社	東京都港区

#### (7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

##### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
31名	13名増

(注) 使用人数が前連結会計年度末と比べて13名増加したのは、2017年4月1日付で株式会社クリエイティブランド（旧株式会社東京テレビランド）より通信販売事業を譲受けたためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	増減無し	30.8歳	4.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社ファインケメティックス	59百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2018年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,932,000株
- ② 発行済株式の総数 10,472,990株
- ③ 株主数 3,700名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丁 廣 鎮	3,176千株	30.33%
株式会社明日クリエイト	1,176千株	11.23%
株式会社ジャック	675千株	6.45%
株式会社イー・プレイヤーズ	250千株	2.39%
川 名 貴 行	238千株	2.28%
株式会社SBI証券	213千株	2.03%
株式会社大塚商会	150千株	1.43%
大商株式会社	114千株	1.10%
長 沼 悦 蔵	80千株	0.76%
土 屋 陽 一	67千株	0.64%

(注) 持株比率は自己株式(317株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	嶺 井 武 則	営業推進本部長 株式会社スープレpresent取締役 株式会社ウエルネス代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括本部長 株式会社スープレ取締役 株式会社ウエルネス取締役 株式会社東京テレビランド取締役
取 締 役	関 口 博	関口博法律事務所代表
常 勤 監 査 役	美 濃 部 健 司	株式会社スープレ監査役 株式会社ウエルネス監査役 株式会社東京テレビランド監査役
監 査 役	御 子 柴 健 治	
監 査 役	萩 原 貴 彦	萩原法律事務所代表

- (注) 1. 取締役関口博氏は社外取締役であります。  
2. 監査役3名は、すべて社外監査役であります。  
3. 監査役御子柴健治氏は、財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。  
4. 当社は、関口博氏、美濃部健司氏、御子柴健治氏、萩原貴彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役関口博氏及び監査役萩原貴彦氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。



### ③ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1)	13百万円 (0)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	1 (1)
合 計 (うち社外役員)	6 (4)	15 (1)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額100百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

#### ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額の決定方針を定めており、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬につきましては、当社の業績に加え、職責及び業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定いたします。なお、決定方法につきましては、金銭報酬については取締役会の委任を受け、前述の方針に基づき代表取締役が決定いたします。監査役の報酬については、監査役の協議により決定いたします。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役関口博氏は、関口博法律事務所代表です。当社と関口博法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・常勤監査役美濃部健司氏は、株式会社スープ、株式会社ウエルネス及び株式会社東京テレビランドの監査役です。株式会社スープ、株式会社ウエルネス及び株式会社東京テレビランドは当社の子会社です。

- ・監査役萩原貴彦氏は、萩原法律事務所代表です。当社と萩原法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	関 口 博	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	美濃部 健 司	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また監査役会7回の全てに出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	御子柴 健 治	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、また監査役会7回の全てに出席し、財務・会計の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	萩 原 貴 彦	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また監査役会7回の全てに出席し、弁護士の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証及び審議を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2017年9月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ 処分対象

アスカ監査法人

ロ 処分の内容

- ・ 3ヶ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（2017年9月25日から同年12月24日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ 処分理由

アスカ監査法人の社員である2名の公認会計士が、他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。

また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。

- ② 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。
- ③ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

#### (3) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。
- ② 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ③ 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。
- ② 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。
- ② 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。

- ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。
- ② 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 職務執行の適正について

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役3名で構成し、社外監査役3名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほかに必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

(2) コンプライアンスに対する取組みの状況について

業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

(3) リスク管理体制について

取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正について

当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統括本部において横断的に管理しております。

(5) 監査役監査について

監査役会は、社外監査役3名で構成しており、1名の常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役会の職務の執行を十分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

しかしながら、当期においては利益剰余金がマイナスとなっておりますので、無配とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>407,274</b>	<b>流動負債</b>	<b>300,127</b>
現金及び預金	267,407	支払手形及び買掛金	187,678
受取手形及び売掛金	124,576	短期借入金	59,000
たな卸資産	3,973	未払金	8,525
その他	12,507	未払費用	10,259
貸倒引当金	△1,190	未払法人税等	18,891
<b>固定資産</b>	<b>228,583</b>	賞与引当金	2,160
<b>有形固定資産</b>	<b>5,423</b>	その他	13,612
建物及び構築物	845	<b>固定負債</b>	<b>5,346</b>
工具、器具及び備品	199	その他	5,346
土地	4,378	<b>負債合計</b>	<b>305,473</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>211,192</b>	(純資産の部)	
のれん	209,836	<b>株主資本</b>	<b>330,384</b>
その他	1,355	資本金	1,060,437
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,967</b>	資本剰余金	622,105
投資有価証券	5	利益剰余金	△1,352,066
差入保証金	4,984	自己株式	△92
その他	6,977	<b>純資産合計</b>	<b>330,384</b>
<b>資産合計</b>	<b>635,857</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>635,857</b>



# 連結損益計算書

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,511,472
売上原価		1,145,399
売上総利益		366,072
販売費及び一般管理費		292,986
営業利益		73,086
営業外収益		
受取利息	8	
その他	19	27
営業外費用		
その他	952	952
経常利益		72,161
特別利益		
償却債権取立益	9	
新株予約権戻入益	66,695	66,705
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		138,866
法人税、住民税及び事業税		18,879
当期純利益		119,987
親会社株主に帰属する当期純利益		119,987

# 連結株主資本等変動計算書

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2017年4月1日 期首残高	1,060,437	622,105	△1,472,053	△92	210,396
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			119,987		119,987
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	119,987	—	119,987
2018年3月31日 期末残高	1,060,437	622,105	△1,352,066	△92	330,384

	新株予約権	純資産合計
2017年4月1日 期首残高	66,695	277,092
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益		119,987
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△66,695	△66,695
連結会計年度中の変動額合計	△66,695	53,291
2018年3月31日 期末残高	—	330,384

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度におきまして営業利益73,086千円及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。しかしながら、前連結会計年度まで継続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、本格的な業績回復と黒字化した収益状況の継続性について確認できるまでには至っておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は当該状況を解消すべく、策定した2018年度の事業計画に沿って、引き続き収益体質及び営業キャッシュ・フローの改善をするための対応策を講じて参ります。具体的には、通信販売事業及び理美容事業において新規商品の展開及び販路の拡大等を行うことにより、継続的な営業黒字を計上できる体制構築を目指して参ります。

財務面につきましては自己資本比率が52.0%となり、引き続き財務内容を改善していく必要性について認識しております。当社が財務内容を改善していく方策としては、新たに開始した通信販売事業を当社グループの主要事業として既存事業を含めた収益を拡大することで、収益体質の改善に注力して参ります。

しかしながら、理美容業界は他業種参入による競争激化により企業業績に関する不透明な状況は継続しており、出版関連事業においては業界自体が成熟傾向であります。また、通信販売業界においても業界内の競争が激しいため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ・連結子会社の数  | 3社                                   |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社スープ<br>株式会社ウエルネス<br>株式会社東京テレビランド |

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ロ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,277千円

(2) 電子記録債権譲渡高

4,397千円

(3) 期末日満期手形

期末日の手形処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形

19,907千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,472,990	—	—	10,472,990
合計	10,472,990	—	—	10,472,990
自己株式				
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な流動性の高い預金等に限定し、必要な資金は銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

また、支払手形及び買掛金についてはそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては（注2）をご参照下さい。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	267,407	267,407	—
(2) 受取手形及び売掛金	124,576	124,576	—
(3) 差入保証金	4,984	4,732	△251
資産計	396,968	396,716	△251
(1) 支払手形及び買掛金	187,678	187,678	—
(2) 短期借入金	59,000	59,000	—
(3) 未払金	8,525	8,525	—
(4) 未払法人税等	18,891	18,891	—
負債計	274,095	274,095	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

〈資産〉

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

〈負債〉

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 (※1)	5
預り保証金 (※2) (固定負債「その他」)	5,346

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	267,407	—	—	—
受取手形及び売掛金	124,576	—	—	—
合 計	391,984	—	—	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、埼玉県において遊休不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
4,378	—	4,378	4,472

(注) 当連結会計年度末の時価については、主として「路線価」に基づいて算定した金額です。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	31円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円46銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月22日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 石渡 裕一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井 修二 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで継続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していたが、当連結会計年度においては営業利益73,086千円及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上している。しかし、本格的な業績回復と黒字化した収益状況の継続性について確認できるまでには至っていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>48,438</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,866</b>
現金及び預金	46,750	未払金	3,370
売掛金	1,080	未払費用	2,215
前払費用	599	未払法人税等	4,393
その他	18	未払消費税等	3,494
貸倒引当金	△10	預り金	312
<b>固定資産</b>	<b>484,754</b>	賞与引当金	1,080
<b>有形固定資産</b>	<b>128</b>	<b>負債合計</b>	<b>14,866</b>
工具、器具及び備品	128	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>500</b>	<b>株主資本</b>	<b>518,325</b>
ソフトウェア	500	資本金	1,060,437
<b>投資その他の資産</b>	<b>484,125</b>	資本剰余金	622,105
投資有価証券	5	資本準備金	622,105
関係会社株式	484,119	利益剰余金	△1,164,115
		その他利益剰余金	△1,164,115
		繰越利益剰余金	△1,164,115
		自己株式	△101
		<b>純資産合計</b>	<b>518,325</b>
<b>資産合計</b>	<b>533,192</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>533,192</b>

# 損 益 計 算 書

( 2017年4月1日から )  
( 2018年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		104,400
売 上 総 利 益		104,400
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		78,805
営 業 利 益		25,594
営 業 外 収 益		0
経 常 利 益		25,594
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	66,695	66,695
税 引 前 当 期 純 利 益		92,290
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,208
当 期 純 利 益		87,082

# 株主資本等変動計算書

( 2017年4月1日から )  
( 2018年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2017年4月1日 期首残高	1,060,437	622,105	622,105	△1,251,197	△1,251,197	△101	431,243
事業年度中の変動額							
当期純利益				87,082	87,082		87,082
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	87,082	87,082	-	87,082
2018年3月31日 期末残高	1,060,437	622,105	622,105	△1,164,115	△1,164,115	△101	518,325

	新株予約権	純資産合計
2017年4月1日 期首残高	66,695	497,939
事業年度中の変動額		
当期純利益		87,082
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△66,695	△66,695
事業年度中の変動額合計	△66,695	20,386
2018年3月31日 期末残高	-	518,325

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において当期純損失の計上によりマイナスの利益剰余金を計上していましたが、当事業年度においては当期純利益87,082千円を計上したものの、本格的な業績の回復を確認できるまでには至っておらず、依然として利益剰余金の額が△1,164,115千円となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、2018年度の事業計画を策定し、収益体質を改善するための対応策を講じて参ります。具体的には、教育コンサルティングサービスの拡充により、取引先企業の業務効率化や業績向上に貢献し、業務委託報酬の増収につなげることで収益の拡大に努めて参ります。

しかしながら、取引先の業績が悪化することにより当社のコンサルティング収入の減少につながる懸念等を考慮し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ②その他有価証券（時価のないもの） 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品 3～5年

##### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって  
おります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

324千円

(2) 保証債務

関係会社の他社からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社東京テレビランド

59,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

72,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金

4,216千円

投資有価証券評価損否認

319,696千円

その他

1,946千円

繰延税金資産小計

325,859千円

評価性引当額

△325,859千円

繰延税金資産合計

—千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職業	議決権等 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱スーパ	200,000	教育コンサルティング事業等	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任	コンサルティング料	24,000	—	—
子会社	㈱ウエルネス	10,000	理美容商 材販売	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任	コンサルティング料	24,000	—	—
子会社	㈱東京テレビランド	50,000	通信販売 事業	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任	コンサルティング料	24,000	—	—
						債務保証	59,000	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

㈱スーパ、㈱ウエルネス及び㈱東京テレビランドへの役務の提供については、コンサルティング契約に基づき、業務内容を勘案して決定しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職業	議決権等 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人) が過半数 の議決権 を所有し ている会 社	㈱ジャック	49,000	コンサル ティング 業	(被所有) 直接 6.5	取引先	業務委託料	12,000	—	—
主要株主 (個人) が過半数 の議決権 を所有し ている会 社	㈱ファインケ メティックス	54,000	化粧品製 造	—	取引先	業務委託料	12,000	売掛金	1,080

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

㈱ジャック及び㈱ファインケメティックスへの役務の提供については、業務委託契約に基づき、業務内容を勘案して決定しております。

3. 当社の主要株主 丁 廣鎮氏が、議決権の100%を直接保有しております。

4. 当社の主要株主 丁 廣鎮氏が、議決権の85.1%を直接保有しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 49円49銭  
(2) 1株当たり当期純利益 8円32銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 石渡 裕一郎 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井 修二 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において当期純損失の計上によりマイナスの利益剰余金を計上していたが、当事業年度においては当期純利益87,082千円を計上したものの、本格的な業績の回復を確認できるまでには至っておらず、依然としてマイナスの利益剰余金1,164,115千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	美濃部 健 司 ⑩
社外監査役	御子柴 健 治 ⑩
社外監査役	萩 原 貴 彦 ⑩

以 上

## 株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所 (JASDAQ市場)
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL <a href="http://www.j-escom.co.jp/">http://www.j-escom.co.jp/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

### (ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

## 【株式に関するお手続きについて】

### ○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*）	特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 Tel 0120-232-711（通話料無料）
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	[手続き書類のご請求方法] ○お電話によるご請求 0120-232-711（通話料無料）  ○インターネットによるダウンロード <a href="http://www.tr.mufg.jp/daikou/">http://www.tr.mufg.jp/daikou/</a>

（\*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<p>○郵送物等の発送と返戻に関するご照会</p> <p>○支払期間経過後の配当金に関するご照会</p> <p>○株式事務に関する一般的なお問合せ</p>	株主名簿管理人	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 Tel 0120-232-711 (通話料無料)</p>
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	



〒107-0052 東京都港区赤坂六丁目15番11号

TEL (03) 5114-0761 (代表)